

朝鮮植民地期の 日本人漁業経営の実態と展開

香川県観音寺市伊吹島, 広島県坂町横浜出身の
漁業経営者を対象として

Status and Development of Japanese Fisheries Management During Korea's
Colonization Period : A Focus on the Fishermen of Kan-on-ji-City Ibuki-jima,
Kagawa Prefecture, and Saka-chō Yokohama, Hiroshima Prefecture

磯本宏紀

ISOMOTO Hironori

はじめに

- ① 朝鮮への通漁・移住漁村の概況
- ② 香川県観音寺市伊吹島からの朝鮮への通漁・移住
- ③ 広島県坂町横浜からの朝鮮への通漁・移住
- ④ 2地域出身者による朝鮮への通漁・移住形態の比較

おわりに

【論文要旨】

かつて瀬戸内海沿岸や九州北部の日本漁民が朝鮮半島沿海地域に通漁し、移住した。このことを、当時の日本人漁民側の視点から「朝鮮海出漁」ないし「韓海出漁」と呼んだ。日本漁民の移動は、単に人の移動だけでなく、結果として日本漁民と朝鮮漁民との交流を生み、相互の漁業技術の移転、文化の伝播を生じさせた。こうした背景には、植民地期の漁業経営の実態があるが、その内実については、意外にもこれまでほとんど明らかにされてこなかった。

本研究では、香川県観音寺伊吹島と広島県坂町横浜の2漁村の出身漁民による朝鮮への通漁・移住について、実証研究にもとづく事例を提示し、比較検討を行った。その結果、次の4つの結論に至った。

第1に、朝鮮への通漁・移住後の漁具・漁法の変更、根拠地の移動を指標とした発展型モデルの伊吹島と、継続型モデルの坂町横浜といった分類が可能であること。第2に、出身地を離れた植民地期朝鮮においても、地縁者、血縁者の相互援助にもとづく漁業経営が行われていたこと。第3に、網元等漁業経営者や関連業種の経営者等は朝鮮に移住・定住することが多かったが、出身地側から季節的労働者として移動し、漁業や水産加工に従事する者も多かったことである。同時に、漁業根拠地とした地域の朝鮮人住民を季節ごとに短期雇用していた。第4に、植民地期という不幸な時代での生活者の事例ではあるが、日本と朝鮮相互の接触により文化や技術が移転、伝播し、相互に形を変えて現在まで継承されている例として、漁業経営があげられることである。

【キーワード】 通漁・移住, 伊吹島, 坂, 漁業経営, 朝鮮植民地期

はじめに

概ね1880年代から1945年までの時期、瀬戸内海沿岸や九州北部を中心とする日本漁民が朝鮮半島沿海地域に通漁し、後に移住した。このことを、当時の日本漁民側の視点から「朝鮮海出漁」ないし「韓海出漁」と呼んだ。これは朝鮮半島の植民地化が押し進められた時期と一致するものであり、彼らが意図しようがしまいが、日本漁民の動きはまさにそれに同調する形で起こった。さらに、日清戦争、日露戦争を経て、漁民や水産業関係者の移住と、それ以外の住民の移住者が増えていくことになった。その間、日本漁民は植民地化していく朝鮮半島沿岸の水産資源を収奪し、場合によっては朝鮮漁民の従来からの漁業権益を奪っていった。

この点については、すでに多くの先行研究があり、繰り返し様々な視点から整理されてきた。⁽¹⁾昭和20(1945)年以後の先行研究の代表的なものとして、早い段階で日本漁民による近代朝鮮での漁業及び漁業経営について総論的かつ網羅的に扱った吉田[1954]を初めとして、羽原[1957]、二野瓶[1981]等がある。こうした研究をベースとしつつ、各種のフレームワークや視点からの各論への発展には、漁民の出身地を単位とした研究展開、朝鮮の通漁地、移住地を単位とした研究展開、漁法や獲得漁種等を単位とした研究展開等の切り口がある。

その中でもっとも新しい研究と言える神谷[2018]では、研究史について、第一群「出漁者の団体などの立場に立った文献」、第二群「できるだけ過去を客観的に記述しようとしている研究群」、第三群「1990年代以降の新しい機運の下に始まった研究群」と研究の変遷を分類する。この分類に乗せるとすれば、本稿もこの第三群の風潮、時代背景の中で書かれた研究に位置づけられるものである。また、神谷[2018]は、植民地期朝鮮での在住経験者を対象とした聞き取り調査を行い、より詳細で具体的な植民地期朝鮮での生活状況、生業状況を把握している。すでにこうした方法での調査は困難な時期に差し掛かっているものの、学ぶべき姿勢である。

ところで、本稿が対象とする朝鮮への通漁・移住の背景は、漁業の近代化、資本主義化の中で、日本帝国主義の拡張に呼応して漁民の動きも拡大していったところにある。その一環として朝鮮への通漁・移住が位置づけられる点では、すでに一定の結論のある議論ではある。ただ、マクロなレベルではそのように一言で捉えられたとしても、ミクロなレベルでは実際にどうだったのか、その結果何が起こったのか、技術伝播、文化伝播、あるいは人びとの交流の結果何が起こり、現在まで受け継がれているのか。あるいは、出漁する側、移住する側にとっての移住の実態はどのようなものだったか。その時代、そこで生きた人びとの暮らしぶりはどうだったのか。そうした民俗学的視点からのさまざまな課題を依然残しているテーマであり、その内実については十分に明らかにされてこなかった。

以上を踏まえて、本稿における最大の目的は、朝鮮への通漁・移住した人びとの生活・生業の実態を、より詳細に把握することとし、それにより植民地への人の移動がもたらした副産物としての文化伝播、技術伝播の可能性を探ることとする。そのため、人びとの生活実態、生業実態を検証し、明らかにするためには具体的な事例の検討が必要であり、ある程度のまとまった資料群の存在が重要である。通漁・移住の例が多い瀬戸内沿岸地方、北部九州地方等に調査の中心を設定することが

必然である。さらに、複数の事例を提示して検討することにより、それぞれの事例について、より相対的に評価できると考えられる。

こうした条件下で検討した結果、本研究では、香川県観音寺市伊吹島と広島県安芸郡坂町横浜を調査地に設定した(図1)。いずれも昭和20(1945)年以前に朝鮮へ通漁・移住した歴史があり、植民地期朝鮮の漁業経営資料を元網元として所有し、



図1 調査対象地域

保管している家があり、活用が可能だった。また、どちらの地域も形態は異なるが、カタクチイワシ漁業とイリコ加工業に関わりをもってきたという共通点があり、比較研究に適した事例である⁽²⁾。

昭和20(1945)年からすでに70年以上が経過し、当時の状況を聞き取り調査により詳細に把握することは困難であるものの、1930～1940年代の朝鮮での生活経験者が現住する。補足的にならざるを得ないが、聞き取り調査による内容も補完的に活用するものとする。

なお、吉田[1954]は、日本人漁民の朝鮮への通漁・移住について3つの時代区分を設定している。植民地化の段階、戦争やそれともなう世界情勢の変化が転換の契機になっているが、このことは、政治と、漁業をはじめとする産業(生業)が直結していたことを物語っている。時代区分を提示し、本稿の議論を進めるにあたっての指標とする。

- ① 通漁時代(明治初期から日韓併合まで:1868～1910年頃)
季節的な出稼ぎ漁業
- ② 移住漁村建設時代(日露戦争から第一次世界大戦:1904～1918年頃)
公的保護を受けて漁業を目的として朝鮮沿岸部に移住
- ③ 自由発展時代(第一次世界大戦から第二次世界大戦:1918～1945年頃)
漁船の動力化、漁業の大規模化と沖合漁業への進出[吉田,1954]

以降本稿では、次のような構成とする。「①朝鮮への通漁・移住漁村の概況—香川県観音寺市伊吹島と広島県坂町横浜—」では、2つの調査地の現在の概況を漁業とのかかわりを中心に記述する。「②香川県観音寺市伊吹島からの朝鮮への通漁・移住」では、観音寺市伊吹島からの朝鮮への通漁・移住の実態と変遷について。「③広島県坂町横浜からの朝鮮への通漁・移住」では坂町横浜からの朝鮮への通漁・移住の実態と変遷について記述する。その上で、「④2地域出身者による朝鮮への通漁・移住形態の比較」として、両地域からの通漁・移住の実態について比較、分析する。

①……………朝鮮への通漁・移住漁村の概況—香川県観音寺市伊吹島と 広島県坂町横浜

1) 観音寺市伊吹島の概況

香川県観音寺市伊吹島は、瀬戸内海の中央部燧灘に位置する好漁場に囲まれた離島である。平成30(2018)年12月現在の統計上の人口は494人、世帯数270世帯で、島の周囲は約5.1km、面積1.05km²である⁽³⁾。

表1 伊吹島の漁業概況

漁業種別経営体数	計	55
	小型底びき網	32
	船びき網	21
	その他刺網	28
	小型定置網	6
	その他網漁業 その他釣	2 3
漁業層別経営体数	沿岸漁業層	38
	中小漁業層	17
漁獲物等販売額別経営体数	100万円未満	3
	100～300	15
	300～500	18
	500～800	3
	5000～1億	16
漁業就業者	計	74
	自家漁業のみ	61
	漁業雇われ	13

2013年漁業センサス第4巻海面漁業に関する統計
(漁業地区編)第3分冊 中国・四国



写真1 伊吹島の海岸に建ち並ぶイリコ加工工場
(2016年6月撮影)

漁業を中心とした生業が顕著である。真浦港と北浦港の2つ漁港があり、いずれも2艘曳船曳網漁船の繫留が目立つ。「伊吹いりこ」の名でブランド化されたカタクチイワシの煮干しを「いりこ」と称し、伊吹島最大の特産品であり、イリコ生産が島の暮らしを支えている。伊吹島近海で漁獲したカタクチイワシを島内の加工場に運び、ゆでて乾燥させたものである。

伊吹島の主な漁業種別経営体数、漁業層別経営体数、漁獲物等販売額別経営体数等について「漁業センサス」による統計を表1により整理した⁽⁴⁾。これによると、55の漁業経営体があり、32の「小型底曳き網」、21の「船びき網」、28の「その他刺網」を確認できる。「小型底曳き網」による冬期の底棲魚等の漁と、「船びき網」による夏期のカタクチイワシ漁がその中心を占める。漁業層別経営体数では、「沿岸漁業層」38、

「中小漁業層」17と沿岸での小規模から中規模での漁業経営が行われていることを確認できる。ただ、「漁獲物等販売額別経営体数」では、大きく2分される。「100～300万円」「300～500万円」がそれぞれ15、18となり、漁業経営体の半数以上の層がこの付近に集中するのに対し、「5000～1億円」に入る経営体も16と多い。これは、小規模自営漁業者層とカタクチイワシ漁の網元など漁業経営者層に分かれることを示している。また、「漁業就業者」の層は「自家漁業のみ」

が61と多数を占めているものの、「漁業雇われ」が13となっている。カタクチイワシの船曳網漁船への乗り組みや、カタクチイワシの加工場での雇用によるものと考えられる。

漁業経営体数では「小型底曳き網」が「船びき網」を数の上で回っているものの、「漁獲物等販売額別経営体数」「漁業就労者」等のデータでは、カタクチイワシ漁と煮干し生産を裏付けるものであると言える。あるいは、「漁獲物等販売額別経営体」数が高額域のグループと低額域のグループに2分されることは、網元とそれ以外の被雇用漁業者による漁業経営の経済的階層構造を示しているものとも言える。

伊吹島の集落景観も、イリコ生産が生業の中心であることを物語る(写真1)。イリコの加工場がハマ(海岸沿い)に建てられ、そこでカタクチイワシの水揚げとイリコへの加工が行われる。加工場脇の岸壁には、漁獲したばかりのカタクチイワシを運んできた運搬船を接岸させ、フィッシュポンプで直接加工場まで吸い上げる。

ハマにイリコの加工場が建ち並ぶようすは、イリコの島としての伊吹島を象徴する景観になっている。夏期には網元はハマの加工場で生活し、冬期にはオカの集落内の本宅に生活の場を移す。この加工場は、昭和40年頃(1960年代半ば)にイリコの生産規模拡大と機械化に伴って順次整備されていったものである。

2) 坂町横浜地区の概況

広島県安芸郡坂町は、広島湾東岸に位置する広島市近郊の町であり、横浜地区は北部の海岸沿いに位置する。平成30(2018)年1月現在の人口は4568人⁽⁵⁾で、海岸沿いの地域に住宅が密集する。

坂町の漁業の現況については表2により整理した⁽⁶⁾。これによると、26の経営体があり、そのうち

12の経営体が「かき養殖」を営んでいて最も多く、次いで「その他刺網」11、「中・小型まき網」2、「その他釣」2となっている。「漁業層別経営体数」は、「沿岸漁業層」が25に対して「中小漁業層」1である。なお、「沿岸漁業層」には「海面養殖層」12が含まれる。「漁獲物等販売額別経営体数」は「100万円未満」が6、「500～800万円」が6、「2000～5000万円」が5であり、生産規模の範囲が分散していて経営体間の差が大きい。「漁業就業者」数は69人で、そのうち「自家漁業のみ」が28人であるが、「漁業雇われ」が41人である。主に「かき養殖」、「中・小型まき網」における雇用である。

以上から、坂町の漁業形態はすでに朝鮮への通漁時に行われていた地曳網ないし「権現網」とも呼ばれた船曳網を主体とするイワシ漁から大きく変わり、かき養殖を主体とする沿岸漁業

表2 坂町の漁業概況

漁業種別経営体数	計	26
	中・小型まき網	2
	その他刺網	11
	その他釣	2
	かき養殖	12
漁業層別経営体数	沿岸漁業層	25
	内海面養殖層	12
	中小漁業層	1
漁獲物等販売額別経営体数	100万円未満	6
	100～300	1
	300～500	0
	500～800	6
	1000～1500	1
	1500～2000	3
	2000～5000	5
	5000～1億	3
	1～2億	1
漁業就業者	計	69
	自家漁業のみ	28
	漁業雇われ	41

2013年漁業センサ第4巻海面漁業に関する統計(漁業地区編)第3分冊 中国・四国



写真2 坂町横浜地区に残された砂浜と集落
(2017年7月撮影)

へとシフトしていることがわかる。一方、巾着網に相当する「中・小型まき網」の経営体が2あり、沿岸漁業としてのカタクチイワシ漁がわずかに継続されていることがわかる。

横浜地区等の海岸部は砂浜が広がり、そこを利用した地曳網漁がかつては行われていた(写真2)。延享2(1745)年には鯛網の操業が藩に許可されているが、それに先だって享保7(1722)からはすでに「鯛網運上銀」の上納がなされていた

たことを確認できる。その後、一時中断時期もあったとされるが、近世後期には「鯛網」としての地曳網漁がさかんになっていった[坂町史編さん委員会、2013:99-100]。

こうした前近代の鯛網と、それを経営する網元の存在はその後の朝鮮への通漁へと結びついていくものとなった。

②……………香川県観音寺市伊吹島からの朝鮮への通漁・移住

1) 伊吹島の漁業と朝鮮への通漁の前提

伊吹島でのカタクチイワシ漁及びイリコへの加工は、明治初期にはすでに行われていたことを確認できる。文久2(1862)年のヤマイチが最も早い時期の創業で、次いで明治元(1868)年のヤマブンと続く。明治20(1887)年のカネヒラの創業でイリコ製造業者は11軒になっている[中井昭、1967:15-16]。この時期にはカタクチイワシ網漁と加工を行う網元と、その下で働く網子層に経済的階層分化が起こっていたと考えられる。

ただ、この時期のカタクチイワシの漁法は現在の二艘曳船曳網漁業とは異なるものであった。「イワシ漁業は主として、地曳網と船曳網によって行われた。地曳網は網船2隻、手船2隻もしくは1隻を用い、漁夫20人ないし30人を使用する沿岸の大規模漁業で、漁期は6月より11月、漁場は三豊郡伊吹島沿岸一帯がもっとも優良漁場で、次いで、大川郡、小豆郡、三豊郡、木田郡などの砂浜地帯が主要漁場であった。」とされる[中川、1967:14-15]。19世紀には地曳網によりイワシ漁が行われていて、伊吹島近海が周辺地域に比べ好漁場に恵まれていたことがわかる。また、20~30人規模の「漁夫」による規模の大きな漁であったことがわかる。

明治25(1892)年頃の伊吹島は漁業戸数198、漁業人口495、製造(水産加工)24戸、32人で、重要水産物として生鮮のアナゴが挙げられる。現在のような「伊吹いりこ」といったブランドはおろか、「重要水産物」としてもカタクチイワシは出てこない。伊吹島の周辺地域では生鮮の「鱺」や「乾鱺」が「重要水産物」とされ、とくに志々島では「煎鱺」が書かれるが、伊吹島にはそうした記述はない[農商務省、1894:169]。この時期、イリコの生産は行われていたものの、まだ伊吹

島は有名な産地というわけではなかったようである。

では、この地曳網によるカタクチイワシ漁がいつ、どのようにして現在のような船曳網漁中心の形態に変わっていったのか。機船船曳網漁業は、大正2(1913)年徳島市津田町の地曳網業者、大和幾次郎により考案され、昭和5(1930)年「権現網」という袋網2つを有する曳網が動力化され、この頃から和田島(現小松島市)等へも普及し、隻数も増えたとされる[徳島県水産課、1974:43]。その後、各地で普及していくのが昭和20(1945)年以降のことである。伊吹島にもこの頃から船曳網(通称バッチ網)による漁が普及していったと言え、隣県徳島県から導入されたものであった。

2) 伊吹島からの朝鮮へ通漁

伊吹島からの朝鮮への通漁開始は、瀬戸内海沿岸の他地域より遅い時期だった。近海での不漁が続いたことから、大正2(1913)年秋季から縛網1統のみが通漁、続いて、翌大正3(1914)年春季には慶尚南道方魚津へ縛網でのサバ漁を行った。さらに、翌大正4(1915)年からは春季のタイ網をやめて春秋2回の通漁を行った[中井、1967:164]。

表3 大正4(1915)年の伊吹島からの朝鮮沿海通漁状況

	人員(人)			漁獲高(円)		
	縛網	延縄	計	縛網	延縄	計
春季	150	24	174	14,300	1,800	16,100
秋季	420		420	35,200		35,200
計	570		594	49,500	1,800	51,300

※中井[1967]により作成した。

たとえば、伊吹島の大正4(1915)年春秋の通漁状況は、表3のような状況だった。春季の縛網には150人、延縄24人の合計174人、秋季の縛網には420人が朝鮮へ通漁し、縛網では春季14,300円、秋季35,200円、合計49,500円の漁獲高を上げている。

ところで、朝鮮への通漁の中心になったのは、伊吹島の網元たちであり、網元の下で働いたのが地元の網子たちだった。彼らは、伊吹島ではタイ縛網漁やカタクチイワシ漁といりこ製造等各種の沿岸漁業を営んでいた。朝鮮への通漁は、縛網に漁法を絞り込んで行ったものだった。

大正8(1919)年の伊吹島における通漁状況については次のような報告がある。大正期の伊吹島からの通漁の概況を示すものとして以下に引用する。

- 「(1) 全島戸数372戸(全部漁業)、従業者数1,100人、通漁者200人(縛網15統)。
 (2) 通漁者の教育程度 高卒なし、尋小卒180人ないし190人、無教育5人。
 (3) 同前年令 40才以上2割、39才ないし21才7割、20才以下1割。
 (4) 通漁者の病気 特殊の風土病のごときものなく、一般的に乱費に結果する花柳病多き模様なり。
 (5) 通漁に対する付近一般の意向 逐年良行におもむき漁不漁にかかわらず通漁希望者増加の模様あり、これ内海漁業者の過剰による生活の圧迫よりきたる自然の趨勢たるべし。」
 [中井、1967:165]



写真3 朝鮮水産組合員証票(伊吹島民俗資料館蔵)

縛網15統とその網子としての乗船者200人による通漁であり、全1,100人の従業者の内18%余りの割合を占めている。多数が尋常小学校卒業者であり、比較的 low 学歴者が多く、20~30歳代が7割、40歳以上が2割、20歳以下が1割であり、通漁者の中には青年期、壮年期の働き盛りの漁業者が多かった。現地での「花柳病」(性病)が多いとの報告があり、漁獲をあげて収益を上げているが、それを「女郎買い」により「乱費」している様子がわかる。そうした状況下であったため、伊吹島での漁業者過剰を理由に、生活が厳しく、朝鮮への通漁に生活の活路を見いだすべく、通漁の継続を望む者が多かった。

大正5(1916)年の「朝鮮水産組合員証票」が伊吹島民俗資料館に収蔵されている。朝鮮水産組合の方魚津出張所から、伊吹島の網元三好文司氏に対して発行されたものであるが、「従業者」11人とともに漁船1隻で出漁していたこと、漁船は長さ40尺、幅9尺5寸、深さ3尺の「鯖縛網」漁船であったこと等がわかる。「従業者」は18歳から39歳の伊吹島出身9名と、2名の愛媛県出身者により構成されていた(写真3)。

以後、サバ縛網漁による通漁が拡大、継続されることになるが、伊吹島の場合、慶尚南道の方魚津、九龍浦、長承浦等を拠点に通漁を展開していくことになった。

3) 機船巾着網漁業によるマイワシ漁への展開

朝鮮における機船巾着網漁業は、大正6(1917)年から山口県水産試験場が、方魚津において試験船仙鶴丸をもって行ったのが最初であった。以後日本水産、共同漁業、高津商会の共同経営による岩本式巾着網(一そうまき発動機巾着網)が好成績を上げると、日鮮組、丸六組、東讃組という鮮魚運搬業者が大正後期には機船巾着網漁業に着手した。従来からのサバ縛網通漁者の内、大正

表 4 昭和 11 (1936) 年当時の朝鮮東海中着網水産組合地方別許可船

咸南			江原			慶北			慶南			その他		
地方別	隻	人	地方別	隻	人	地方別	隻	人	地方別	隻	人	地方別	隻	人
元山	17	15	長箭	20	18	浦項	7	7	釜山	9	6	京城	5	1
新浦	18	17	立石	1	1	陽北	1	1	方魚津	3	3	下関	5	1
遮湖	1	1	庫底	4	4	甘浦	2	1	長生浦	1	1	計	10	2
洪原	1	1	三涉	9	9	九龍浦	6	6	長承浦	1	1			
西湖津	1	1	注文津	4	4	盈徳	1	1	計	14	11			
計	38	35	墨湖津	3	2	東海西	2	2						
			名子浦津	2	2	計	19	18						
			巨津	1	1									
			燧燧里	2	2									
			壓谷	1	1									
			襄陽	2	2									
			江陵	2	2									
			計	51	48									

合計	132	隻
	114	人

※朝鮮東海中着網水産組合関係資料(個人蔵)により作成した。

13 (1924) 年に二そうまきサバ機船巾着網に転換したのは、伊吹島の三好文司、伊瀬嶺治、三好和市の 3 名だけだった。縛網の不振から機船巾着網への転換であった。[中井, 1967:255-257]。その後、片手まわしイワシ巾着網漁業は、伊吹島サバ巾着網経営者 3 名伊勢丸 (19 トン・伊瀬嶺治)、久金丸 (19 トン・三好文司)、大和丸 (19 トン・三好和市) と、久宝丸 (三好荘介) によって、昭和 5 (1930) 年に始められた [中井, 1967: 259]。

とくに朝鮮半島の東岸域でのマイワシ漁は、漁場としてのメリットが大きかった。「大多数は 19-21 糎程で大羽ばかりで」[7, 8 月頃最も重く、以後減少する、地方別では南方では痩せて、北方になるに従って肥満する]とされ [朝鮮鰯油肥製造業水産組合連合会編, 1940:5]、とくに朝鮮北部沿岸から沖合での漁が有利と考えられた。さらに、「漁体の肥瘦は脂肪の多小によるもので、全魚体中の 12-17% を占め、夏期に最多量であることは、他地方に稀な現象であり、而も一般的に朝鮮の鰯は脂肪が非常に多い」とされる [朝鮮鰯油肥製造業水産組合連合会編, 1940:5]。有利な漁場で、有利な漁法に投資して漁を展開していくことは、網元の漁業経営上も新たな挑戦であり、積極的な「攻め」の戦略であったと言える。

こうした背景には、とくに大正期の大規模漁業の一大転換があった。朝鮮での漁業に限られることではないが、第一に、漁船の機械化、動力化が進められた点、第二に機械化、動力化にともなう大規模化、沖合漁業へと向かう志向性が強くなった点、第三に大規模経営者として問屋や運搬業者が漁業に参入してきた点を上げられる。

植民地期朝鮮における漁業の大規模化と沖合化の一例が、朝鮮北部の東海岸を根拠地として展開されたイワシ巾着網漁業であった。こうした業者らは朝鮮総督府より漁業許可を得て沖合漁業を開始し、さらに同業者組合を結成した。これが朝鮮東海中着網水産組合の設立だった。昭和 11 (1936) 年時の被許可者名を整理すると表 4 のような地域分布を確認することができる。⁽⁷⁾

これによると、許可船は 132 隻、被許可業者は 114 人である。咸鏡南道が 38 隻 35 人、江原道が

51隻48人と多数を占め、「朝鮮東海」における巾着網漁業の中心地が、それまでの漁業通漁者、移住者が多かった慶尚南道等の朝鮮南部方面から北部方面へ移ってきていることがわかる。マイワシ漁に関しては、とくに、咸鏡南道の元山、新浦、江原道の長箭がその中心地であったと言える。もちろん、慶尚北道浦項7隻7人、九龍浦6隻6人、慶尚南道釜山9隻6人、方魚津3隻3人等日本人移住漁村の建設が進められた地域に根拠地を置く業者も少数ではあるが残っていた。

特殊な例としては、日本の山口県下関市を拠点とする株式会社林兼商店が5隻で許可を得てイワシ巾着網漁業に参入している点である。林兼商店は従来魚問屋として下関、長崎等で沖合・遠洋漁業者と関わり、魚問屋としての取引の中から発展してきた業者であるが、すでに自社の漁船を持って東シナ海、黄海等での遠洋漁業（二艘曳底曳網漁業）への参入や、南氷洋での捕鯨への参入を開始していた。朝鮮における漁業でも同様に展開を始めていたことがわかる。後に大洋漁業、マルハニチロホールディングスとして発展していった業者である。この他にも、「新浦漁糧株式会社」「鮮洋漁業株式会社」の社名や、釜山に拠点を置く「香椎源太郎」、京城に拠点を置く「稲井秀左衛門」といった九州出身の業者名が並ぶ。多数を占める個人業者に並び、個人業者や会社組織化された業者が大規模化された朝鮮での漁業に関わるようになっていったことを確認できる。

こうした日本人業者の収奪的とも言える大規模漁業への参入、展開に対して、全体に占める割合としては多くはないものの、朝鮮名の業者も相当数確認できる。個々の素性について確認することはできないが、日本人業者同様に漁業の機械化、動力化を進め、同様の漁法・漁船により沖合漁業であるイワシ巾着網漁業に参入していた。つまり、漁船や漁具への大規模な投資が可能で、技術的にも日本人漁民と同等のものを用意した朝鮮人業者がいたということであり、しかも、それは特異な例ではなく一定数いたということである。

当時の漁業状況については、「巾組水塩組来信綴 昭和十七年度」（個人蔵）とされる綴りの中に、次のような資料がある。同じ朝鮮東海鱈巾着網漁業水産組合による「まいわし漁況ニ関スル件」として、昭和17（1942）年6月20日に全組合員に対して報告する内容である。漁況と季節との関係を把握できる資料であり、以下に一部を引用する。

江原道水試一報（四月下旬五月上旬）

本年度ニ於ケル春夏漁ハ四月二十四日三陟眞沖三〇哩附近ニ於テ刺網一隻ニヨリ三〇樽ノ初漁アリ引キ続キ出漁アリタルモ其後漁獲皆無ニシテ越月シ初漁期前年ト大差ナク五月三日ニ至リ注文津付近ニ於テ距岸四〇哩内外ニ刺網二隻出漁シ最高一〇樽ヨリ最低二〇樽ノ初漁ヲ見其後南東ノ季節風連吹シ好天ニ恵マレザリシモ注文津以南ニ於テ極小数ノ出漁船アリ距岸一八哩内外ニ於テ臨院七日鳥山八日厚浦一〇日何レモ初漁ヲ見一隻最高八二樽最低一〇樽平均二四樽内外ノ漁獲程度ニシテ漁事思ハシカラズ四月下旬ヨリ秋刀魚好漁ノタメ之ニ転漁スルモノ続出シ一般ニ本旬ニ於テ漁況ハ例年ニ比シ不振ニ経過セリ

五月上旬ニ於ケル一樽ヨリノ収油量七升ナリ

漁場第一報ト大差ナク南部地方距岸二〇哩内外注文津付近距岸四〇哩内外ヲ操業範圍トシテ各地共五月中旬初及月末ニ於テ小数ノ出漁船ニヨリ一隻最高六五樽最低八樽平均二八樽内外ノ漁獲アリ五月中旬ニ於ケル一樽ヨリノ油ノ収量八升八合ナリ

同 第三報（五月下旬）

漁場は前旬同様ニシテ南部地方距岸二〇哩内外注文津付近距岸四〇哩内外ニ於テ極少漁持続シ漁事不振ナリシモ旬末ニ至リ俄然濃厚ナル魚群来游シ出漁船ノ増加ト相俟ツテ三陟距岸一五哩注文津距岸二五哩内外ニシテ一隻最高一二〇樽最低一五樽平均六〇樽内外ノ好漁ヲ見東草附近ニアリテモ三〇日ニ至リ東三〇哩内外ニテ帆船二隻ニヨリ一四四樽ノ初漁ヲ見ルニ至レリ前記魚群ハ相當濃厚ナル模様ニシテ今後好天持続セバ活発ナル漁事ヲ展開スルモノト思料セラル魚體ハ例年ヨリ肥満シ五月下旬に於ケル一樽ヨリノ油収量九升三合⁽⁸⁾

上記は、江原道の各水産試験場による、直近のマイワシの漁況報告である。朝鮮半島の東海岸を北上して来るマイワシの魚群を漁獲し、漁獲したマイワシから魚油を取っていた。4月から漁期が始まったが、江原道沖では20～40マイル程沖合で漁獲し、5月になると漁も良くなり、マイワシに脂がのってきたこと等を確認できる。

なお、昭和12（1937）年の朝鮮における総水産高の内、マイワシが49.7%を占めていて、総水産生産高1億8,795万3,000円の内、漁獲高3,419万3,000円、製造高5,924万4,000円、油の生産高が2,678万4,000円、絞粕の生産高が2,543万3,000円であり、漁獲の目的は生食、塩蔵等食用ではなく、魚油の獲得にあった〔朝鮮総督府、1937：174〕。マイワシの油脂加工を行い、肥料とする他、石鹼、化粧品、グリセリン（薬、火薬、印刷インク等に加工）、マーガリン（食用）、蠟燭、潤滑油等へ加工された。また、戦時下には漁船等の燃油に使用された。食用の生いわし、塩漬けいわしをしのぐ工業利用であった。朝鮮におけるイワシの魚肥製造業は重要な産業となった。

また、鱈巾着網漁業においては、当時の最新技術と設備投資より展開されていた。象徴的なのが、鱈魚群探知のために航空機を利用するといったもので、探知した魚群を無線で漁船に通報して向かわせる体制を試行していた。魚群の「異常回遊」時には沖合での漁船による魚群探知よりも航空機によるそれの方が効率的だとした。また当時の船舶燃料だった重油の統制が、当局により進められていた時期でもあり、朝鮮東海巾着網水産組合の事業として実施を試みていた。⁽⁹⁾

4) 伊吹島網元のイワシ巾着網への転換と経営状況

昭和11（1936）年当時、伊吹島出身のイワシ巾着網漁業へ参入した網元は3業者であった。三好昇（屋号：ヤマイチ）、三好文司（屋号：ヤマブン）、は江原道高城郡新北面長箭に根拠地を置いていた。三好昇は、第3大和丸、19.35トン、80馬力の船、三好文司は、寶幸丸19.43トン、70馬力の船で、いずれも咸鏡南道、江原道、慶尚北道沖合での漁業許可を得ていた。伊瀬峯治（屋号：マルイチ）は、咸鏡南道北青郡新浦面に根拠を置き、第6伊勢丸、19.49トン、70馬力の船で、咸鏡南道、江原道、慶尚北道沖合での漁業許可を得ていた。

江原道長箭に拠点を置き、漁業を行い、水産物の加工を行うにあたり、労働力の確保が経営上の大きな課題となる。出身地の伊吹島を離れて漁業を行うにあたってはなおさらである。「労務者募集関係綴 昭和十七年度分」（個人蔵）には、その雇用状況、雇用条件についての記録がある。この資料により労働力の確保と雇用状況について検討を進めたい。

まず、労務者を雇用するにあたり、高城郡守に対して「労務者募集許可申請書」を提出し、許可

表5 マイワシ油肥加工製造における作業ごとの請負単価

作業種類	単価(銭)	備考
生鰯陸揚作業	5～10	1樽に付き
生鰯運搬作業	3～10	栈橋より工場まで1樽に付き
生鰯目抜賃(刺網)	30～35	1樽に付き。ただし、雨天、夜間は5銭増し、夜間に雨天の場合は10銭増し。
籠搾粕製造及油汲出荷受験作業	180～230	粕1俵に付き
鰯搾粕運搬作業	3～10	駅、海岸まで1俵に付き。ただし、距離により増減を認める。
鰯玉粕運搬作業	3～8	工場より干場まで玉粕1個に付き。ただし距離により増減を認める。
鰯搾粕荷造作業	20～25	粕1俵に付き
玉粕製造及び取除作業	10～25	玉1個に付き
玉粕乾燥荷造受験作業	90～100	粕1俵に付き
鰯油汲出作業	3～5	石油缶に汲み入れ1缶に付き
鰯油ハンダ付作業	3～15	1缶に付き(材料請負者負担石油缶口金付き)
鰯油荷造作業	1～4	1缶に付き
鰯油運搬作業	5厘以上	1缶に付き(置き場300m以上、置き場300mを超え100mごとに2厘増し)
生鰯煮搾め作業	16～18	1玉に付き

※朝鮮東海巾着網漁業組合関係資料(個人蔵)により作成した。

をもらって募集する。昭和17(1942)年には「鰯油肥製造業」と「鰯巾着網漁業」の2種類の業種別の申請を行っている。「鰯油脂製造業」では、青壮年男子45人を鰯油肥製造工場での雇用を申請している。この募集申請書中にも「魚粕魚油ハ高度国防国家建設に必須」「水産報國ノ誠」といった言葉が見られ、軍需物資として、あるいはそれを支える食糧生産現場への供給を意識した生産であることがわかる。

一方の「鰯巾着網漁業」でも青壮年男子45人を募集していた。なお、労務者募集にあたり、実際の雇用担当者名も記され、朝鮮名の人物が記される。なお、船員の給与については、昭和13(1938)年以降「国家総動員法」にもとづく「船員給与統制令」により準拠すべき基準があり、年令、経験年数、男女の差により基準額が定められていた。さらに、船員の給与については、昭和11(1936)年10月時の朝鮮東海鰯巾着網漁業水産組合における協定により基準が定められ、最低保障としての意味合いの強い固定給与と、船ごとの漁獲高に応じた歩合金が設定されている。これは、当時の漁船船員の給与体系としては標準的な形態であったとみなすことができる。

「鰯油肥製造業」については、江原道の近隣地域から男性未婚者を中心に募集し、11月1日から翌年の4月30日までの間雇用する短期契約であり、午前7時から午後7時または午後7時から午前7時の各12時間が就業時間とされた。休息時間は正午から午後1時までの1時間で、休日は漁獲物がないときとされた。賃金は長箭鰯油肥製造水産組合による協定で定められ、毎月10日ごとに3回に分けて月給が支払われた。経営者は労働者に宿舍と食事を提供し、当然のことだが、勤務地までの旅費等も支給された。この募集に対して、実際に応募、採用された者は19歳から42歳までの地元住民であり、そのほとんどが朝鮮名の人物で構成されていた。

さらに、作業については詳細まで請負金の基準が定められている(表5)。作業実態まで十分に把握できるものではなく、したがって労働対価としての賃金の高低の評価は難しいが、漁船からのマイワシの水揚げから搾粕、魚油製造工程が細かく区分され、単価の基準額が設定されていたことが

わかる。網元等漁業経営者に短期で雇用された、加工工場周辺地域の朝鮮人ら（一部日本人も含む）に適用されていたと考えられる。作業内容ごとで見れば、陸揚げ、運搬等の労働に対する単価が安価であり、製品化後の「荷造」「受験」等の最終確認作業等に技術的な熟練を要すると考えられる作業で相対的には高給が与えられている。

ところで、伊吹島三好昇（ヤマイチ）が朝鮮北部でマイワシ漁業を行いながらも、ヤマイチ本家の三好正康の名前で、朝鮮統営郡で鯛縛網漁業の船員募集を行っている例がある。これは伊吹島で鯛縛網漁業を行うにあたっての、人員不足解消を目的とするものだった。「労務者募集関係綴 昭和十七年度分」（個人蔵）の内、「労務者募集許可申請」を慶尚南道知事に提出するために作成している。実態としては、香川県の漁場で鯛縛網漁業に従事する労務者 25 人を慶尚南道統営郡内から、漁期の 4 月から 8 月までの間募集し、実際に雇用していた。このことは「内地出漁」と表記される。賃金は最低 30 円最高 95 円の月給とし、漁労長等との協議により能力に応じて金額を定めて支給するというものだった。こうした統営郡で雇用された短期労働の朝鮮人らが、伊吹島での鯛縛網漁業でも乗組員として活動していたことがわかる。⁽¹⁰⁾

昭和 18（1943）年 1 月付けの慶尚南道知事に宛てた「懇願書」には、これまで慶尚南道統営郡で人員募集をしてきたが、それでも「内地」での鯛縛網漁業における「人的不足」のため、マイワシ漁で拠点にしていた江原道の長箭での雇い入れもさせて欲しいという要望が書かれる。戦時下でもあり、網元が労働力確保に苦心していたことがわかる。

こうした「内地出漁」に関しては、はがき（伊吹島民俗資料館蔵）が残されている。昭和 17（1942）年 8 月 14 日の消印があるもので、統営郡長承浦邑玉浦里の朝鮮名の人物から、伊吹島の「三好正康漁場」（ヤマイチ）に宛てたものである。誤字等が多数見受けられる文面であるが、以下に原文のまま引用する。

余程暑くなってきました其の後元気でお待ちしておりますか
 偕て愈々七月に入り時期前の準備にて多忙しい事と思ひます。漁夫二十一人募集しました。
 先日送金致しました。八百円はよく受け取り致しましたか。
 名がまちかって、三日間長承浦の局に行つて、取つて来ました。
 若し今年の船員はどうしましょうか
 作年と違ってコウツウ不便なため行くのにさそこまる事と
 思ひます 浦津は、船が出で船員が皆すんで（すすんでカ）行くです。
 今年は作年見たいに、船か出るよにしましょう

統営郡での船員募集の実務を網元である伊吹島の三好正康の委嘱を受けて担当し、少なくとも複数年は同一業務にあたっているのであろう人物が網元に送った手紙である。名目はわからないが、800 円を網元に対して送金した旨を伝えるとともに、香川県伊吹島近海での鯛縛網漁で必要な船員を統営郡で雇用し、統営郡から香川県への人員輸送について相談する内容である。

統営郡長承浦の朝鮮名の人物とは船員募集を目的として、継続的な雇用もしくは交流関係にあり、統営郡内で伊吹島での鯛縛網漁業に従事する船員を募集、雇用し、送る役割を担っていたと考えら

れる。労務者を供給できる地域から、労務者を必要とする地域へと送る、いわばクルーターとしての役割を担っていたのである⁽¹¹⁾。

こうした事実は、網元と募集人との個々の信頼関係が構築されうる社会環境下にあったとも評価できるし、また日本による植民地支配が労務動員として朝鮮人労務者の生活レベルにまで浸透、深化していたとも評価できる。一方で、このようにして訪れた朝鮮人船員らの影響であろうか、伊吹島の方言には、現在でも親友のことを指す「ちんぐ」という言葉がある。明らかにハンゲルの同音、類義の語が原形にあり、これを植民地期の日本への文化伝播の一断面であると言える⁽¹²⁾。

③……………広島県坂町横浜からの朝鮮への通漁・移住

1) 坂町の漁業と朝鮮通漁への前提

広島県旧坂村（現在の坂町）からタイ漁での各地への出稼ぎ漁、対馬でのイカ釣り漁等明治期以前から他地域への出漁が行われていた。そうした動きが大規模化していくきっかけが朝鮮通漁の開始である。広島県旧坂村は、その中で先駆的な動きをしていた地域の一つだった。

明治10（1877）年7月には中東丈右衛門の漁船に坪川甚三郎、吉原元五郎、中東丈吉ら4人が乗り組み、対馬へ出漁中に釜山まで渡って漁を行った。彼らは10月に帰国、翌年3月に同じく中東丈右衛門ほか2人が渡航して釣り漁をし、さらに慶尚道、全羅道、忠清道、京畿道まで行ってフカ、タイの釣り漁を行っている。これを嚆矢に規模が拡大し、坂からの通漁者が増えていった。後に、釣り漁だけでなく、鯛縛網漁による通漁者も増えていった〔坂町史編さん委員会編、2013b：190〕。

日本人通漁者によるカタクチイワシ漁業は、明治17、8年頃の広島県旧坂村坪川甚三郎・浜岡周助が馬山湾方面に出漁し、煮乾・素乾品として日本に送ったのが嚆矢だとされる〔吉田、1954：184-186〕。早い時期からのカタクチイワシ漁を中心とする朝鮮南部方面への通漁である。

浜岡周助が明治18（1885）年イワシ網を製造し、慶尚道、全羅道、江原道でイワシ網漁を行い、イリコを製造して日本で売った。網1張りあたりは30人5隻で編成される船団で、網船2隻、付属船3隻、製造用船2隻で構成された。通漁時期は8月から11月下旬・12月にかけてだった〔坂町史編さん委員会編、2013b：190-191〕。

坂町史編さん委員会〔2013〕では、網や漁法について名称は書かれないが、吉田〔1954〕ではこれや類似する漁具を「権現網」とする。これは、現在、大韓民国慶尚南道統営沖等で行われる二艘曳船曳網漁によるカタクチイワシ等の漁を指す「権現網」と同語源と見ることができる（写真4）。

もちろん、このとき坂漁民の通漁により行われた漁法は、現在の「権現網漁業」とは網を含め異なるものであったが、船団の構成等類似点も多い。坂町史編さん委員会〔2013〕の記述に近い内容であるが、その構成は「網船2隻（1隻9人乗）、魚監視船2隻（1隻2人乗）、煮釜船1隻（3人乗）、運送船2隻、納屋1ヶ所3人」とされ、「漁獲物は漁場に於て煮釜船で煮熟し陸上乾燥とし、製品は日本に運ぶ」とされた。網は「網の下上端を緊縮して中腹をふくらまし、自然に魚を此処に留める装置」であったとする〔吉田、1954：185〕。現在の曳網ではなく、旋網の一種である巾着網によ

る漁であったと考えられる。通漁当初の漁法として、巾着網と船曳網の両漁法があったと考えるのが妥当であろう。いずれにしても、こうした漁法によるカタクチイワシ、ヒシコイワシ等の漁とイリコ加工が、広島県等日本の瀬戸内海沿岸地方からの通漁者の影響により、朝鮮南部で広く行われるようになっていった。

以後広島県旧坂村出身者を中心に見れば、次のような変遷をたどり、試験的操業から通漁へ、通漁から移住へと変化していった。

- 明治 10 (1878) 年 中東丈右衛門が坪川甚三郎、吉原元五郎、中東丈吉らと慶尚道、全羅道、忠清道、京城道でフカ、タイ釣り。タイ縛網漁も行うが、不漁。
- 明治 18 (1885) 年 浜岡周助がイワシ網漁を開始。イリコ、干しイワシ加工で豊漁。
- 明治 23 (1890) 年 三登鶴松が慶尚南道へ出漁し、忠清南道でタイ・サバ漁をする。
- 明治 28 (1895) 年 三登鶴松が龍南郡東海面九鶴浦で権現網によるイワシ漁を開始。
- 明治 29 (1896) 年 三登鶴松が巨済島玉浦に根拠を置いてイワシ巾着網による沖合漁業を開始。
- 明治 33 (1900) 年 広島県朝鮮海通漁組合設立。旧坂村の人が多数出漁。
- 明治 45 (1912) 年 藤田熊吉らが統営にいりこ同業組合をつくる。機船イワシ巾着網。
- 大正 9 (1920) 年 通漁から移住に移行。永住を前提に広島県鰻網漁業組合事務所を統営におく [三村、1950]。



写真 4 慶尚南道統営沖での 2 艘曳船曳網漁。韓国語で「権現網」と呼ばれる漁法。(2017 年 9 月撮影)

2) 広島県旧坂村横浜からの通漁・移住者の植民地朝鮮における漁業

明治 28 (1895) 年頃の広島県安芸郡から朝鮮近海に出漁した集計データがある。これによると、旧坂村については表 6 のように整理できる。縛網で 4 月中旬から 6 月にかけて、鰹網で 8 月上旬から 11 月にかけて、鰯網で 10 月上旬から 1 月中旬にかけての通漁であった。漁船数が延べ 140 隻、出漁総人員が延べ 825 人（とくに縛網漁で 400 人）であり、規模の大きさをうかがえる。一方で、イワシ網及びイリコ生産については、ここには記述されていない。

表 6 広島県坂村からの明治 28 (1895) 年頃の朝鮮近海への通漁状況

漁種	統数	1 統に要する船数	1 統に要する人員	出漁日数	出漁船数	出漁総人員	水揚高	取得総金高	備考
縛網	8	9	50	4 月中旬より約 90 日間	72	400	1,500	12,000	内 1 統は鰹網、他は鰻網
鰹網	11	4	27	8 月上旬より約 120 日間	44	297	1,540	16,940	
鰯網	8	3	16	10 月上旬より約 100 日間	24	128	400	3,200	

※白石 [1895] により作成。

広島県旧坂村に横浜魚市場が昭和4（1929）年に設置されている。朝鮮を含む東アジア等広域からの流通を確認できる。当時の入荷先別入荷高は、広島県内が2200円で最も多いが、次いで多いのが「朝鮮半島」で1000円、さらに「下関經由トロール手繰物」が800円と続く。このときの「朝鮮半島」からの入荷魚種は、アジ、サバ、イカ、エイ、アナゴ、ニベ、イワシ、カツヲだった〔坂町史編さん委員会、2013b:183～184〕。朝鮮への通漁者等の漁獲によるものを中心だと考えられるが、出身地においていかに大きな比重を占めていたかについて理解することができるデータである。なお、朝鮮における主要漁獲・生産物であったイリコ等のイワシ類があがっていないが、その要因については、別市場へ流通させていたからだと考えられる。

旧坂村において、朝鮮におけるイワシ漁とイリコ生産は統計には現れないものの、実際に多くの人が関わっていた生業であり、瀬戸内海より資源が豊富だった朝鮮南部に向けて多くの人が移動した。そうした経験者の1人である坂町横浜の昭和14（1939）年生まれのO氏からの聞き取り調査により得られた事例について以降で紹介したい。

事例1 O家の朝鮮でのイワシ網漁業

O家は3代にわたって朝鮮でのイワシ網漁業を継続して経営していた。それ以前から旧坂村でのイワシ網漁も行っていたが、漁の多い朝鮮へ移住した。最初、O・I氏（安政3（1856）～大正8（1919））が明治期にイワシ網で広島県旧坂村から朝鮮半島への通漁を始めた。その子・O・W氏（明治17（1884）～大正7（1918））が継ぎ、孫のO・K氏（大正元（1912）～昭和19（1944））年と3代にわたり継承された。O・S氏は話者O氏の父親にあたる人物である。話者O氏は、坂町生まれであり幼児期を坂町で祖母らと一緒に過ごしたが、小学校入学前には両親の住む統営に移り、統営の小学校に通った。

O・S氏の若年期7歳で漁場（りょうば）⁽¹³⁾を相続するが、実質的な経営は、O・W氏の妹・U氏、T氏ら（O・S氏の叔母）が経営実権を握って実際に漁場（りょうば）を切り盛りしていた。昭和19（1944）年の出征、戦死後、漁場（りょうば）の経営権はそのまま叔母らに移った。なお、2代目のO・W氏の妻（話者の祖母）は朝鮮に移住せず、旧坂村に住み続けた。

慶尚南道統営郡に自宅と事務所があり、統営郡龍南面院坪里に乾燥小屋など漁場（りょうば）（乾燥小屋、加工場など）があった。ここでカタクチイワシのイリコ加工を行った。だだっ広い浜辺にぽつんと1軒漁場（りょうば）があり、集落からも他の日本人移住者宅からも離れていた。

他にも旧坂村横浜出身者が慶尚南道の統営、釜山、馬山でイワシ網をやっていた。横浜からは10軒ほどが移住していて、家を建てて住んでいた。坂出身者が統営の日本寺院に集まる機会が普段からあった。

毎年5月頃チリメン、6～7月頃イリコが全盛で11月頃までが漁期だった。捕って加工したカタクチイワシは、統営の鯛網漁業組合に持って行っていた。昭和10年後半には統営で集荷し、「満州」に出荷していた。

男性が船に乗り、女性がイリコ加工の作業をしていた。作業をしていたのは、現地で雇われた朝鮮人がほとんどだった。旧坂村からも統営付近のイワシ網の手伝いとして、8～11月頃に出稼ぎに出ていた。このことを旧坂村では「朝鮮網に行く」と言っていた。

昭和20(1945)年8月には自家の運搬船で対馬海峡を越えて帰った。統営に住んでいた津和野の人、岡山の人も同乗させてあげて帰った。経営文書等トランクに入れて船に積んで持ち帰った。

坂町史編さん委員会[2013a]にも同様に坂町横浜での聞き取り調査にもとづく事例が提示されている。以下で要約して事例として紹介する。

事例2 昭和4(1929)年旧坂村生まれ男性

父親がイリコを漁港から集荷して慶尚南道統営の海産会社に運ぶ仕事をしていて、巨濟島城浦里に住んでいた。昭和12(1937)から昭和15(1940)年頃までは坂との間を行き来していたが、昭和16(1941)から昭和19(1944)年まで移り住んだ。

旧坂村の人で統営に家を建てる人は少なく、大多数が夏だけ出稼ぎで統営に来ていた。広島湾での漁とは雲泥の差で良かった。漁の善し悪しは漁労長次第だったが、漁にかかわった人は網主の身内の日本人が多かった。統営の吉野町、曙町には日本人移住者が多かった。中には旧坂村の人で、網をやめて財産を処分して完全に移住した人もいた。

網船は1艘10数人が乗って2艘で1組、全部で30人くらいなので現地の人を雇って漁をした。捕ったイワシは陸の炒り屋で湯がいて、筵を並べて天日干しにしてイリコを作った。最盛期は8月だった。広島県の人等他の日本人は統営等町場に住み、網主の家だけが漁場(りょうば)にいて、そこには大きな家がぼつんと1軒あるだけだった。

事例3 大正10(1921)年旧坂村生まれ女性、昭和6(1931)年統営生まれ女性

統営には坂講といって、統営在住の坂や横(旧坂村横浜)の人が寺に寄ってご馳走を食べた。盆には盆踊りがあり、最初の2晩が吉野町(統営)で、最後の晩が曙町だった。統営にはクラブや劇場、映画館があった。統営の海産会社に広島県出身の人が登録する広島組合というのがあって、船員用の米、燃料の石炭、イリコ作りのための塩を仕入れていた。イリコは海産会社に全部買い取ってもらっていた。

藤熊(藤田熊吉)さんが愛友市場(広島駅前)にあったが、向こう(統営)でもかなり大きな仲買さんだった。朝鮮では品物のイリコが何千俵も並んで、それを仲買人が見て歩いて、「今日はこれとこれ」というふうな買い方をする。各漁場(りょうば)によって記号が違った。専門に運搬する人もいた。

事例4 大正14(1925)年旧坂村生まれ女性

「海産物の会社ができるので、支配人として来てくれ」と言われて家族5人で行った。昭和6(1931)年のことだった。イリコの仲買として、夏に行って半年ほどイワシ漁をし、イリコに加工して、それを売った。半年は横(旧坂村横浜)に戻って悠々遊んでいた。そのような家が十軒かあった。

全部で坂出身者だけで十数軒漁場(りょうば)がある。島のようなところにイワシの海があるから裕福だった。あのころは統営の学校へ通う道も広かった。旧坂村よりだいぶよかった。海へ出たら沖に島がいっぱいあるからちょうど瀬戸内海みたいだった。

統営には日本人は全体の3分の1くらいいて多かった。昭和10（1935）年に日本人だけの学校ができた。寺も横（旧坂村横浜）と同じつくりだった。盆踊りとか親鸞聖人の誕生日祝い（降誕会等）には、寺に日本人がみんな集まることがあった。

以上は、植民地期朝鮮に旧坂村から行き、一時的あるいは定住するつもりでそこに住んだ人びとの事例である。さまざまな立場からの諸要素が含まれるので、朝鮮通漁・移住を中心に整理することで、次の4点を指摘することができる。

1点目は、いずれも朝鮮南部の慶尚南道統営を中心とした通漁・移住であり、同じ場所でのイワシ網漁とイリコへの加工を継続して行っていた点である。

2点目は、網元（網主）は統営等に家を建てて移住し、そこから離れた海岸部に漁場等イリコの加工場や網小屋を設けて生産加工を行っていた点である。それ以外の人は定住することなく、イリコ加工で忙しくなる夏期にのみ朝鮮に行き、季節的出稼ぎとして携わっていた。作業者として、現地の朝鮮人も季節単位で雇用されていた。

3点目は、イワシ網漁とイリコ加工以外に海運、会社経営、組合業務等関連する業種での移住者がいた点である。

4点目は、事例1・3・4で確認できるように坂町から統営への移住者たちが集まる盆踊りや会合の機会が、浄土真宗系の寺院を拠点にして行われ、移住者それぞれが大まかには同郷出身者の状況を相互に把握していた点である。

3) 坂町横浜出身イリコ漁家の統営における年間漁業暦

明治期より慶尚南道統営等に定住した坂町横浜出身のO家は、海岸部に乾燥小屋を設け、カタクチイワシを中心とする漁とイリコ加工を継続して行った。O家の場合、先述のとおり「権現網」と

呼ばれる網、漁法を用いて漁を行った。当初は沿岸部で無動力漁船による船曳網漁として行われ、途中昭和期には漁船の動力化等が行われていたが、漁法そのものは大幅に形態が変更されることなく継続されていった。概ね一統あたりは表7に示した役、人員により構成されていた。それ自体が、多人数を要する大規模な漁業であることがわかる。魚群を見つけるイロミ役の櫓こぎの手船3隻、母船的役割をする台座船、発動機をつむ大小の曳船2隻、10人ずつが乗り組む網船2隻により船団が構成された。イリコ加工側は、製造に3人、運搬船に2人が割り当てられる他、漁具、工作、資材、炊事に各担当が割り振られる。

O家は、朝鮮植民地化以前から統営を拠点

表7 罾網(権現網)一統における使用人員

		役名	人数
漁労班	一番手船	船長, 櫓押, 副櫓押	3
	二番手船	船長, 櫓押, 副櫓押	3
	三番手船	船長, 櫓押, 副櫓押	3
	臺座船	船長, 飯炊	2
	大型曳船	船長, 機関士	2
	小型曳船	船長, 機関士	2
	網船	(船長以下9名)	10
	網船	(船長以下9名)	10
製造班	取締	総監督	1
	製造	製造主任, 製造係, 製造係	3
	漁具	漁具保	1
	運搬船	船長, 機関士	2
	工作	工作保	1
	資材	資材保	1
	炊事	炊事保	1
		合計	45

※坂町史編さん委員会[2013b]

にするカタクチイワシを主な漁獲対象にする網漁を行っていた。同時期の漁業状況を詳細に確認できる「営業日誌」(個人蔵)があり、これを使って年間の漁業暦と漁業の実態について具体的に把握、分析を進めたい。

当該資料は大正9(1920)年のものであり、次の点について年間を通じて記録されている。「月日」、「天候」、「投網網代」、「番数」、「漁獲」、「魚種」、「取り扱いその他重要事項」である。「天候」については、とくに荒天時等漁に支障がある天候について記録されている。「投網網代」は、どこの海域で漁を行ったか、「番数」はその日何回網を入れて漁獲を行ったかという回数である。「漁獲」は単位が明記されないが、漁獲物を収納する樽または缶等を単位とする漁獲量と考えられる。「魚種」は文字通りの魚種ではなく、カタクチイワシの大きさに合わせた漁獲対象の分類が示される。「大羽」、「中羽」、「小羽」、「かえり」、「ちりめん」の分類があり、順に大きいサイズのカタクチイワシである。「取り扱いその他重要事項」は、経営者として販売価格、漁船や船員への米や酒の支給、同地域在住の朝鮮人住民からの米の借用、「舟タデ」やそれに必要な茅等の購入記録、年中行事・祭事の記録等が書かれる。

資料の記述内容について、表8に整理した。以下では旧暦月ごとに特徴ある記述と論点について要点を整理していく。

旧3月には内浦、北浦で漁を行い、大羽を漁獲している。表8冒頭の旧3月13日がちょうど新暦(太陽暦)5月1日に相当する。このころ、地元院坪里の個人から、作業員への賄いのため、米を1俵ずつ借用している。漁期が始まる準備であり、24日の、この年初初めての「網揚げ」に際して乗組員、陸上での作業員に対して米、酒を漁場(りょうば)で支給している。この場合の漁場(りょうば)とは、実際に漁獲する漁船やその乗組員だけでなく、屋外の乾燥場や乾燥小屋でイリコ加工を行う場所も含めた表現として使われていた。なお、漁始めの「支給」により船員らがともに飲食を行う慣習は、日本からの慣習をそのまま持ち込んだものであろう。

旧4月にも同様に大羽を中心とする漁獲が続く。4月2日が漁獲420で、3月27日の漁獲450に続いて多いが、日よっての増減が激しい。7日は6番で漁獲50、11日は6番で漁獲60は少ない。12日には2番だけした後、「船タデ」を行っている。木造船の定期補修・管理の手段として重要な対処法で、船を陸に揚げてカキやフジツボ等を削ぎ落とし、船底近くで火を焚いて燻して防虫措置を講ずることを指す。12日の場合、船タデに合わせて米、酒を支給し、この日を半ドンにしていたと考えられる。

7、8、17日には「生売」の記述が、17日には「肥料」の記述がある。詳細はわからないが、食用にイリコ加工する以外にも、肥料用やその他の用途のために他業者に生イワシを販売していたことがわかる。18日はそれまで使っていた漁場「内湾壺区」で「不漁」のため、「外固城」に漁場を移している。それまで「大羽」を漁獲していたと考えられるが、以後漁獲は「チリメン」に変わる。

21日については「朝二バン外固城を引き不漁の為紙島に帰り晩二バン引きチリメン三〇缶採捕したり。朝網船に米を支給せり。」といった比較的詳細な記述がある。前日同様に「外固城」で午前中に2番漁をしていたが、不漁のため場所を移し、「第六島嶼部」の「紙島」方面に戻って晩に2番してチリメン30缶の漁獲を得た。また、網船に食料としての米を支給している。25日からは雨天が続く、漁を休んだり操業回数を減らしたりせざるを得ない状況になっているが、29日は「醜

天東南強烈風」と記述され、相当な荒天に見舞われていたことがわかる。当然「時化のため休業」となる。ただ、ここまで見てきた範囲でも休漁しているのは荒天時と船タデの時にほぼ限定され、それ以外の日は時には雨天でも毎日のように出漁していることを確認できる。網船等の船員にとって過酷な労働条件だったことがうかがえる。

旧5月に入ると「島嶼第一区」でのチリメン漁、5日以降は「内湾」での「かえり」に変わり、さらに12日以降は「小羽」を漁獲する日も増えていることがわかる。「チリメン」「かえり」「小羽」が混ざりながらも徐々に漁獲できるカタクチイワシが大きくなってきていることがわかる。月末には「中羽」も漁獲に混ざり始める。20日～22日、24日と雨天が続く、休漁を余儀なくされているが、それ以外は5月もほぼ毎日出漁している。旧5月30日には、旧5月中の出漁数合計が記載されるが、漁撈回数138番、漁獲高数5015樽であった。

旧6月には漁獲は「中羽」に変わり、さらに10日以降は「中羽」に「大羽」も混じり始める。2日には朝鮮名の人物から「タデ茅三十二束」を購入し、翌3日には「船タデ」を行っている。記録上は、5月14日以来の半月ぶりの「船タデ」である。この日も4番の網をした後、「船タデ」を行ったものと考えられる。

旧7月1日にも「船タデ」を行っている。これまで同様のペースでほぼ半月に1度の「船タデ」である。旧7月は1か月を通じて「大羽」「中羽」「小羽」が混ざって漁獲されている。また、前月に対して漁獲量が全体的にも少なくなっている。旧7月15日は「盂蘭盆」に付き作業休止す。船をたでたり。」と記述され、わずか1日ではあるが、「盂蘭盆」のため休漁している。ただ、漁は休んだものの、この日を「船タデ」に当てていて完全休業ではない。「盂蘭盆」以降、天候が悪かったことに加え、漁も少なくなり、1日の網入れ操業回数も減り、漁獲が落ち込んでいく。

旧8月も前半は旧7月同様に漁が少なく、1日あたりの操業回数も少なく、捕れる漁場を探して転々としていることがわかる。漁獲するカタクチイワシは、「大羽」に変わっている。漁場を転々としても、4日の3番での漁獲420を除いて、ほとんど漁のない時期が続いている。旧8月には15日～17日の3日間かけて「船タデ」を行っている。漁の少ない時期でもあり、漁休みを兼ねたものであろう。旧8月はそれまでほとんど漁がなかったのだが、突如22日には4番で「大羽」600、翌23日には同じく4番で1200、その翌日24日には1番で500と大漁に変わっている。だが、好漁は長くは続いていない。

旧9月も前半はほとんど漁がないものの、漁場を変えながら網を入れている。15日には、「網屋」から新調した網「大引」を持ってきてこれまでのものに替えて使用を始める。旧9月の後半期は「大羽」の漁獲も多少増えていて、「北浦」、「外湾」、「内湾」での漁を継続している。

旧10月がカタクチイワシの漁期の最終月である。2日以降「大羽」から「チリメン」に変わる。「外湾」では200～300の漁獲が続いた日もあったが、中旬以降漁獲が減る。17日の漁を最後に漁獲がなく、「網を上げ」、この年の漁は終えることになる。

なお、「操業停止により不要に付き夫の物を金永昶に貸し與へたり。小船一艘、枳一本、帆一式、梶一ツ、櫓二丁、小タゴ一荷、錨一丁、小桶一ヶ余一ヶ、李原面貨物大ガイター一艘、附属矢付キ。今日右の物を人に貸し與へたり。徐永三、帆柱二本、姜太一小桶一ヶ、李中局釜一ヶ、金壁照四斗樽二点。」とあり、操業を停止することにより一時的に不要な漁具等は地元の朝鮮人漁民に貸して

いたことがわかる。貸し出したものとしては、小舟、鋸、帆、舵、櫓、籠、錨、小桶、釜、樽等多岐にわたる漁具及び加工用具であった。また、貸し出し先には、漁期に「船タデ」用の茅を購入させてもらった人物や、米を借りていた人物も含まれている。双方向的なつきあいがあったものと考えられる。

ここに挙げた広島県坂町出身の漁業者の事例では、移住した地域において、相互に必要なものを貸借、売買するなど、ひとまず表面的には良好な関係を継続しながらカタクチイワシの漁場(りょうば)経営を行っていた。

表 8 慶尚南道統営郡龍南面院坪里における O 家漁場の大正 9 (1920) 年営業日誌

月(旧)	日	天候	投網網代	番数	漁獲	魚種	取り扱いその他重要事項
旧 3	13						米一俵院坪里金鞆集方より借用
	15						米一俵院坪里金鞆集方より借用
	21						米一俵院坪里金鞆集方より借用
	24	内湾	1 番	70	大羽カ		今日最初の網揚げなり。米俵支給済。酒を大いに支給せり。
	25	内湾	7 番	280	大羽カ		
	26	内湾	5 番	136	大羽カ		
	27	北浦	6 番	450	大羽カ		
	28	北浦	7 番	300	大羽カ		
	29	北浦	7 番	200	大羽カ		
旧 4	1		北浦	7 番	120	大羽カ	
	2		北浦, サンテオク	7 番	420	大羽カ	米を漁場に支給せり。
	3		外湾	5 番	250	大羽カ	
	4		外湾	6 番	180	大羽カ	
	5		外湾三区	5 番	180	大羽カ	
	6		外湾三区	7 番	260	大羽カ	
	7		内湾四区	6 番	50	大羽カ	生賣四十円也。米を漁場に支給せり。
	8		内湾四区	7 番	200	大羽カ	生賣二十円也。
	9		内湾四区	6 番	100	大羽カ	
	10		内湾壱区	5 番	180	大羽カ	漁網場に米を支給せり。
	11		内湾壱区	6 番	60	大羽カ	
	12		内湾壱区	2 番	ナシ	大羽カ	船タデを行ふ。米酒を支給せり。
	13		内湾壱区	10 番	380	大羽カ	
	14		内湾壱区	7 番	70	大羽カ	
	15		内湾壱区	8 番	260	大羽カ	
	16		内湾壱区	7 番	200	大羽カ	漁場に米を支給せり。
	17		内湾壱区	3 番	50	大羽カ	午後漁獲大ならざる為外固城方面に出漁す。
	18		外固城	5 番	220	チリメン	肥料 75 メ 500 匁代理。生賣鱸五ハイ二円四十銭余計量賣
	19		外固城	3 番	110	チリメン	
	20		外固城	4 番	140	チリメン	
	21		外固城	2 番	ナシ	チリメン	朝二バン外固城を引き不漁の為紙島に帰り晩二バン引きチリメン三〇匁採捕したり。朝網船に米を支給せり。
			第六島嶼部	2 番	30	チリメン	
	22		第六島嶼部	7 番	80	チリメン	
	23		統営沖	2 番	ナシ	チリメン	朝二番引き不漁の為統営沖出掛けたり。
				4 番	50	チリメン	
	24		外固城	6 番	300	チリメン	朝統営沖より外固城に移動したり。
	25	雨天	外固城			チリメン	雨天の為休業
	26	雨天	外固城	1 番	ナシ	チリメン	
	27	雨天	外固城	2 番	15	チリメン	網船に米支給す。
28	雨天	第六区内湾	3 番	50	チリメン		
29	醜天東南強烈風					時化の為休業	

月(旧)	日	天候	投網網代	番数	漁獲	魚種	取り扱いその他重要事項
旧5	1	午前雨, 午後曇	内湾	3番	110	チリメン	
	2		島嶼第一区	8番	130	チリメン	
	3		島嶼第一区	6番	300	チリメン	網船二網を支給したり。
	4		島嶼第一区	6番	220	チリメン	朝米を網船に支給したり。
	5		内湾	6番	170	かえり	
	6		内湾	7番	260	かえり	
	7		内湾	3番	30	かえり	
	8		外湾, 三区	6番	200	かえり	
	9		外湾, 三区	6番	100	かえり	朝網船に米野菜油支給
	10		内湾, 三区	7番	160	かえり	網船に酒け支給
	11		内湾	5番	80	かえり	
	12	雨天	内湾沖	2番	50	小羽	
	13		内湾沖	7番	150	小羽	
	14		内湾沖	2番	25	小羽	舟タデを行ひたり。米を支給酒も支給。
	15		島嶼第一区, 西湾第7, 第3	7番	200	チリメン	
	16		西湾第七, 第三区	7番	370	かえり	
	17	雨天	西湾三区	6番	390	かえり	
	18	雨天	西湾三区	4番	150	かえり	
	19	雨天	内湾	6番	200	小羽	
	20	雨天					雨天の為漁撈休止
	21	雨天					雨天の為漁撈休止
	22	雨天					雨天の為漁撈休止
	23	晴天	内湾	7番	360	小中羽	
	24	雨天					雨天の為漁撈休止
	25	雨天	内湾	2番	110	小中羽	
	26	晴天	内湾	7番	340	小中羽	
	27		内湾	3番	70	小中羽	
	28		外湾3区	5番	350	小中羽	
	29		外湾	5番	300	小中羽	
	30		外湾	5番	100	小中羽	本日旧五月中の漁場回数漁獲高数を計算せり。漁撈回数138番, 漁獲高数5015樽。
旧6	1		外湾	5番	350	中羽	
	2		内湾	7番	200	中羽	金永昫方にてタデ茅三十二束買ふ。
	3		内湾	4番	80	中羽	船タデを行ひたり。
	4	雨天	内湾	1番	40	中羽	
	5		島嶼部一区	6番	220	中羽	(土用入り)
	6		島嶼部一区	6番	300	中羽	
	7		島嶼部一区	4番	470	中羽	
	8		島嶼部一区	5番	420	中羽	
	9		島嶼部一区	3番	20	中羽	
	10		島嶼部一区	4番	260	中大羽	
	11		島嶼部一区	6番	200	中大羽	
	12		島嶼部一区	6番	200	中大羽	
	13		島嶼部	7番	200	中大羽	
	14		島嶼部	7番	200	中大羽	
	15		外湾三区	6番	400	中大羽	
	16		外湾三区	7番	330	中大羽	
	17		外湾三区	7番	350	中大羽	
	18		外湾	5番	250	中大羽	
	19		外湾	5番	380	中大羽	
	20		外湾	3番	150	中大羽	
	21		内湾	6番	310	中大羽	大引を入替あり。
	22		内湾	4番	170	中大羽	
	23		内湾	5番	220	中大羽	
	24	雨天	島嶼部	2番	10	中大羽	
	25		島嶼部一九	6番	220	中大羽	
	26		島嶼部一区	5番	130	中大羽	
	27		内湾二区	5番	40	中大羽	
	28		外湾	6番	190	中大羽	
	29		外湾	4番	270	中大羽	

月(旧)	日	天候	投網網代	番数	漁獲	魚種	取り扱いその他重要事項
旧7	1		外湾	2番	40	大中小羽	船タデを行ひけり。
	2		島嶼部三区	5番	210	大中小羽	
	3		島嶼部三区	4番	110	大中小羽	
	4		外湾	4番	30	大中小羽	
	5		外湾	1番	8	大中小羽	
	6		外湾	1番	ナシ	大中小羽	
	7		内湾一区	3番	110	大中小羽	
	8		内湾	6番	270	大中小羽	
	9		内湾	3番	130	大中小羽	
	10		内湾	4番	30	大中小羽	
	11		内湾	4番	30	大中小羽	不漁の為周域に行きたり。
	12		北浦	5番	150	大中小羽	
	13		北浦	4番	100	大中小羽	
	14		北浦	5番	200	大中小羽	
	15						孟蘭盆に付き作業休止す。船をたでたり。
	16	雨天東南強風	長島	1番	10	大中小羽	
	17		西湾第一区	4番	ナシ		
	18		第五区	1番	ナシ		不漁の為固城方面に出漁す。
	19		第五区	2番	ナシ		此の地にて漁獲皆無の為引き返したり。
	20		長島	2番	20	大中小羽	
	21		内湾	3番	30	大中小羽	大引事今入れたり。
	22		内湾 加助島	1番 1番	10 5	大中小羽	不漁の為昼前加助島に出漁
	23		加助島	3番	40	大中小羽	此の地も不漁の為帰る。
	24		内湾の前	4番	80	大小羽	
	25	雨天	内湾	3番	50	大小羽	
	26		内湾	2番	110	大小羽	
	27	東烈風	内湾	1番	30	大小羽	
	28		外湾	3番	20	大小羽	
	29		外湾	3番	20	大小羽	
旧8	1		外湾	4番	ナシ		大引を入れ船をタデたり。
	2		島嶼部	1番	ナシ		
	3	雨天	島嶼部	1番	ナシ		
	4		西湾三区	3番	420	大羽	
	5		於義島	3番	10	大羽	
	6		於義島	1番	ナシ		
	7		外湾	2番	ナシ		
	8		西湾	4番	20	大羽	
	9		内湾	1番	ナシ		(彼岸入り)
	10		外湾	4番	20	大羽	
	11		島嶼部	1番	ナシ		
	12		島嶼部	1番	ナシ		
	13		於義島	1番	ナシ		
	14		外湾	1番	ナシ		
	15		九鶴浦	1番	160	大羽	
	16		五在木洞	1番	10	大羽	船タデを行ひ又旧八月作業の為■り舟タデをする。
	17						(船タデ作業)
	18						(船タデ作業)
	19						(船タデ作業)
	20		内湾	2番	ナシ		
	21		九鶴浦	2番	30	大羽	
	22		九鶴浦	3番	10	大羽	
	23		北浦	1番	ナシ		
	24		北浦	4番	600	大羽	
	25		内湾, 第三区	4番	1200	大羽	
	26		鱗々昇	1番	500	大羽	本日漁獲物の中 250 缶生乾ししたりき。
	27		内湾	3番	250	大羽	
	28		内湾	4番	400	大羽	
	29		内湾	5番	160	大羽	
	30		内湾一区	4番	230	大羽	
		内湾一区	4番	30	大羽		
		内湾	3番	30	大羽		

月(旧)	日	天候	投網網代	番数	漁獲	魚種	取り扱いその他重要事項
旧9	1		内湾	4番	130	大羽	
	2		内湾	4番	120	大羽	
	3		内湾	2番	ナシ		船タデを行ひたり。
	4		西湾	4番	50	大羽	生賣五円也。
	5		外湾	3番	10	大羽	
	6		島嶼	3番	ナシ	大羽	
	7		島嶼	1番	ナシ		
	8		外湾	1番	ナシ		
	9		高合島	1番	ナシ		
	10		島嶼部一区	2番	20	大羽	(土用)
	11		島嶼部一区	3番	10	大羽	
	12		統営前	1番	ナシ		不漁の為統営前へ舟繰り一番引きを此の地にて不漁の為直ちに引返した。
	13		第一区	1番	ナシ		統営より引返して直ちに第二区チネに向ひたり。
	14		第一区	3番	80	大羽	
	15		第一区	4番	230	大羽	網屋より大引網を持って行き大引を入れたり。
	16		第一区	3番	190	大羽	当地も左程大漁になき為本日引き返し戻り
	17		外湾	2番	350	大羽	
	18		外湾	5番	120	大羽	
	19		外湾	4番	130	大羽	
	20		島嶼	5番	20	大羽	
	21		島嶼	3番	15	大羽	
	22		北浦	4番	220	大羽	
	23		北浦	4番	170	大羽	
	24		北浦	5番	120	大羽	
	25		北浦	4番	110	大羽	
	26		外湾	5番	480	大羽	
	27		外湾	4番	110	大羽	
	28		外湾	5番	150	大羽	
	29		内湾	5番	200	大羽	
	30		内湾	2番	40	大羽	船タデを行ひたり。
旧10	1		内湾	4番	200	大羽	
	2		栗網代	3番	100	チリメン	
	3		内湾三区	5番	170	チリメン	
	4		内湾三区	4番	50	チリメン	
	5		外湾	5番	350	チリメン	
	6		外湾	4番	250	チリメン	
	7		外湾	5番	250	チリメン	
	8		外湾	5番	150	チリメン	
	9		西湾	4番	110	チリメン	
	10		西湾	4番	180	チリメン	
	11		外湾	4番	150	チリメン	
	12		島嶼	3番	70	チリメン	
	13		島嶼	4番	10	チリメン	
	14		外湾	3番	130	チリメン	
	15		外湾	3番	10	チリメン	
	16		西湾	3番	ナシ		
	17		外湾	1番	ナシ		不漁に付き朝一晚(番カ)引きて固城に渡りたり。
			第5区	1番	ナシ		
							固城方面も不漁に付き朝帰り網を上げたり。 操業停止により不要に付き夫の物を金永昫に貸し與へたり。小船一艘、栝一本、帆一式、梶一ツ、槽二丁、小タゴ一荷、鏑一丁、小桶一ヶ余一ヶ、李原面貨物大ガイター一艘、附属矢付き。今日右の物を人に貸し與へたり。徐永三、帆柱二本、姜太一小桶一ヶ、李中局釜一ヶ、金壁照四斗樽二点。

④……………2地域出身者による朝鮮への通漁・移住形態の比較

ここまでは、香川県観音寺市伊吹島と広島県坂町横浜の朝鮮への通漁・移住の事例を紹介してきた。本章ではこの2地域出身者の事例について改めて整理し、比較検討を試みたい。

香川県観音寺市伊吹島の場合、同じ香川県小田郡等からの朝鮮半島への通漁が明治前期から展開されていたのに対し、伊吹島からのそれはすでに朝鮮が植民地化された後の大正期に、慶尚南道を拠点としたサバ罾網漁からであった。従来からの伊吹島の網元が、瀬戸内海で行っていた漁と同様の罾網により通漁を開始したものである。漁船の大型化と動力化、漁具の機械化が進み、やがて朝鮮北部沖合でのイワシ巾着網漁業へ参入していった。その背景には油肥、絞粕等の魚肥、軍需としてのグリセリン等への需要の高まりがあった。

こうした漁業形態については、網元が地元伊吹島での漁業経営を維持しながら、兄弟等を朝鮮側の経営者（網元）として季節ごとに通漁させ、地元からも船員等の労働力を確保して漁業経営を行うものであった。ただし、漁業、加工製造といった工程を維持するためにはそれだけでは労働力が足りず、漁場、加工場に近しい朝鮮人住民を漁期に限り短期で労働者として大量に雇用していた。

広島県坂町横浜については、明治前期から通漁を始めていた。既存の集落を離れた海岸沿いに小屋を建て、イリコ乾燥小屋、網小屋等を確保し、仮住まいをした。こうした通漁は世代を超えて継承された。朝鮮植民地化後の明治43（1910）年以降には、慶尚南道（統営、釜山、馬山等）に定住する網元も増えた。広島県出身の漁業関係者による組合が組織され、旧行政村である旧坂村出身者を中心に「坂講」が結ばれた。同じく日本から入った浄土真宗系寺院を拠点として盆踊りやその他の機会に同郷者が集まり、同郷出身者の関係を維持した。網元以外にも海産物等の問屋、海運業者等の関連業者の移住を確認できる。一方で、移住したのは経営者のみであり、イリコ漁・加工作業の繁忙期には出身地坂から季節ごとの雇用により多くの人が移動（「朝鮮行き」）していた。また、漁場付近の朝鮮人住民も同様に季節ごとに雇用され、作業に従事していた。

前者の伊吹島は、比較的遅い時期に通漁を開始したが、漁法を変えて時勢に乗じた漁業から工業化に展開させた発展型モデルであり、後者の坂は当初は日本国内向けの食糧生産を前提とした漁業と水産加工を、その後も60年近くにわたって慶尚南道の同じ地域を拠点に続けた継続型モデルといえる。共通する点として、朝鮮の特定の地域に拠点を置きながら、漁業と水産加工をベースとして労働力の大量需要を生み出し、それを埋めるため安い手近な労働力として、出身地の地縁・血縁関係者と地元朝鮮人労働者を、短期雇用した点をあげられる。また、植民地期晩期には、それまでの形態を継続しながらも、「国家総動員法」にもとづいた雇用が行われたと見られる。

ただ、注意しておかなければならないのは、少なくとも1930年代から40年代にかけては、同業種の網元、すなわち漁業経営者として、植民地下の朝鮮において朝鮮人も参入している点である。このことは、西日本を中心とする日本漁民が持ち込んだ漁労技術や漁法が、すでに朝鮮人漁民により受容され、あるいは都合の良い部分が選択され、改良されて利用されていたことを意味する。これを植民地期の同化と捉えることもできるし、漁具・漁法の伝播、さらには流通・消費形態の変化が起こり始めていたとも言うことができる。あるいは、朝鮮漁民に漁業経営者と労働者という階層

分化が起こっていたとも言える。朝鮮漁民側が、それに抗しえない状況におかれていたかもしれないが、少なくとも植民地化という社会変動にしたたかに対応した朝鮮人漁業経営者がいたという点も、追記しておく必要がある。

おわりに

本稿では、明治・大正・昭和期の植民地期もしくは日本による植民地化が進められつつあった朝鮮に通漁・移住していった漁業経営者と、それを取り巻く出身地側、通漁・移住地側双方が関与した生産・生業と生活の実態に迫ろうと試みた。その中で事例として取り上げたのが、香川県観音寺市伊吹島と広島県坂町横浜からの長期にわたって連続して行われた朝鮮への通漁・移住であった。

本稿で明らかにした点については、次の通りまとめることができる。

第1に、朝鮮への通漁・移住については、途中必要に応じて漁具・漁法を変更し、根拠地をさらに移動させた発展型モデルの伊吹島と、それを行わず、当初からの漁業を続けた継続型モデルの坂町横浜の事例とは、対をなすものである。

ただ、その背景や異なるモデルの発生要因について踏み込んだ分析を行えなかった。この点については、本稿で提示した資料のみでは不十分であり、別の資料にもとづいた分析が必要である。今後の課題としておきたい。

第2に、いずれの事例も出身地を離れて超世代的に継続された漁業と水産加工業であったが、地縁者、血縁者が相互に援助しながら漁業経営が行われていた。さらに、植民地政策の一環とも捉えることができるが、県単位での協業組合を根拠とする連携があった。

第3に、いずれの事例も網元等漁業経営者や関連業種の経営者等は朝鮮に移住・定住することが多かったが、出身地側から季節ごとに移動し、漁業や水産加工に従事する者も多かった。同時に、漁業根拠地とした地域の朝鮮人住民を季節ごとに短期雇用していた。また、単に雇用被雇用の関係のみではなく、漁船・漁具等の貸借、給与の前借、漁業等に必要な米等農産物や船タテ用のカヤ等の貸借・売買が行われていた例もある。

第4に、植民地期という不幸な歴史的一幕での生活者の事例ではあるが、日本と朝鮮相互の接触により文化や技術が移転、伝播し、相互に形を変えて現在まで継承されている例もある。

以上4点は2地域の事例による比較研究から導き出した結論であるが、これを植民地期朝鮮における日本人漁民の漁業経営として一般化するにはさらに検討を要する。植民地期のまとまった形での漁業経営資料としての残存例が少なく、直接当時の状況を知る当事者もほとんどなくなってしまった現在において、さらに検討を深めることは困難なことではある。しかし、翻ればこれは緊急性の高い研究課題であるとも言える。誤解や曲解、断片的な事実のみを取り上げた言説が横行する印象の強い昨今においては、より具体的に実態を明らかにする実証研究が重要である。

本稿作成が可能になったのは、観音寺市伊吹島と坂町横浜の個人蔵の資料群と、それを保管し続けてきた朝鮮植民地期の元網元個人によるところが大きい。新たな資料群の発掘、整理、公開は、こうした研究の次の展開を可能にしてくれるものとして、今後の課題と考えたい。

[謝辞]

本研究における調査・資料収集において、香川県観音寺市伊吹島、広島県坂町横浜の関係のみならず、とくに資料閲覧においては伊吹島三好家(ヤマイチ)、伊吹島民俗資料館、西川若枝氏、坂町教育委員会、中東ヨシコ氏、三好兼光氏にとくにお世話になった。ここに記して謝意を表したい。なお、本研究はJSPS 科研費 JP17H02440, JP16K03249 の助成を受けて行ったものである。

註

- (1)——総合的に基本的事項を押さえた吉田 [1954] の研究をはじめ、羽原 [1957] 等近代漁業史の観点から朝鮮半島への出漁を捉え直した研究、中村 [1994] 等日本漁民の出漁先、移住先での状況詳細について捉えた研究等がある。関連する文献一覧として、原田・藤井 [2015] において詳細に整理されたほか、近年の研究としては、神谷 [2018] により、研究史が整理されている。なお、韓国における各分野の研究については一部のみしか取り上げられていない。研究史上に位置づけ評価できないのは筆者の至らぬ点であり、とくに直接関係性のある領域の研究についても見落としている可能性が高い点を承知いただくとともに、今後の課題と考えている。
- (2)——後述する内容であるが、観音寺市伊吹島の場合、1930～1940年代には朝鮮北部方面に拠点を置き、カタクチイワシではなく、マイワシを対象の漁業と水産加工業を行っていた。カタクチイワシ漁は、伊吹島での漁獲、生産があったものの、朝鮮通漁の主目的にはならなかった。
- (3)——2018年12月観音寺市の人口・世帯数統計
<https://www.city.kanonji.kagawa.jp/soshiki/8/11597.html>
- (4)——農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課 [2015] による。
- (5)——2018年1月の坂町の人口の推移
http://www.town.saka.lg.jp/cyousei_info/toukei_chousa/population/
- (6)——農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

- [2015] による。
- (7)——「昭和11年度鱈巾着網漁業被許可者一覧表」(朝鮮東海鱈巾着網漁業水産組合作成)〔個人蔵〕によった。
- (8)——「巾組水塩組来信綴 昭和十七年度」(個人蔵)による。
- (9)——「朝鮮東海鱈巾着網漁業水産組昭和十二年度事業計画書大要」による。
- (10)——「労務者募集関係綴 昭和十七年度分」(個人蔵)による。
- (11)——朝鮮人労働者を日本内地で「募集」する場合、日本内地の事業者が朝鮮人労働者を管轄の職業紹介所、道府県を通じて朝鮮総督府に申請、許可を受けた上で、募集人は確保した労働者について名簿を作成し募集地の警察署長に提出した。許可を得た後、日本内地へ雇用主またはその代理人により集団的に移動させた〔外村 2012:47～48〕。その朝鮮人労務動員の特徴は、計画的、集団的、強制的の3点にあるとする〔金 2003:35～36〕。炭鉱労務者、工場労務者の例が多いが、漁業労務者の例もあった。
- (12)——この点については、伊吹島に限らず山口県萩市玉浦等においても同様の言葉が使われ、定着している。把握されづらい文化伝播の形であるが、こうした事例は各所に点在するものと考えられる。
- (13)——「漁場」と書いて「りょうば」と言われていた。これは、漁船、漁具、乾燥小屋や乾燥場等漁獲と加工に必要なものと場所等をすべて含む意味で使われる言葉だった。

参考文献

(日本語文献)
 秋田藤太郎編 1943『朝鮮鱈油肥統制史』。朝鮮鱈油肥製造業水産組合連合会。
 アチック・ミュージアム編 1940『瀬戸内海島嶼巡訪日記』。アチック・ミュージアム。
 天野壽之助編 1937『朝鮮潜水器漁業沿革史』。朝鮮潜水器漁業水産組合。
 石川亮太 2018「日清戦争前後の『朝鮮通漁』と出漁者団体の形成—朝鮮漁業協会を中心に—」。今西一、飯塚一幸編。『帝国日本の移動と動員』。大阪大学出版会。
 呉昌炫 2015「20世紀前半における日本の鮫鱈網の伝播と朝鮮漁民の受容」。『国立歴史民俗博物館研究報告』。199。

-
- 大島幸吉 1937『朝鮮の鱈漁業と其加工業』. 水産社.
三好兼光 2017『伊吹島朝鮮半島出漁の記録～網元が持ち帰った資料からみえてくるもの～』. 伊吹島研究会.
川原典史 2003「伊吹島からの漁民の移動と展開」. 『離島研究』. 海青社.
片岡千賀之 2016「近代におけるイワシ産業の発達」. 伊藤康宏・片岡千賀之・小岩信竹・中居裕. 『帝国日本の漁業と漁業政策』. 北斗書房.
神谷丹路 2018『近代日本漁民の朝鮮出漁—朝鮮南部の漁業根拠地 長承浦・羅老島・方魚津を中心に—』. 新幹社.
金柄徹 2000a「帝国主義と漁民の移動—広島県豊島漁民の『朝鮮海』出漁に関する歴史人類学的考察(1)—」. 『国際関係紀要』, 9(1・2): 329-351.
金柄徹 2000b「帝国主義と漁民の移動—広島県豊島漁民の『朝鮮海』出漁に関する歴史人類学的考察(2)—」. 『国際関係紀要』, 10(1): 105-125.
金栄達 2003『朝鮮人強制連行の研究』. 明石書店.
香西漁業組合編 1922『香西漁業史 3巻』. 香西漁業組合.
坂町史編さん委員会編 2013a『坂町史 生活文化編』. 坂町.
坂町史編さん委員会編 2013b『坂町史 通史編』. 坂町.
白石増治 1896『廣島縣朝鮮近海出漁概況』. 『大日本水産会報』, 169.
外村 大 2012『朝鮮人強制連行』. 岩波書店.
中井 昭 1967『香川県海外出漁史』. 香川県・香川県海外漁業協会の.
中村 均 1994『韓国巨文島につぼん村』. 中央公論新社.
朴慶植 1965『朝鮮人強制連行の記録』. 未来社.
広島県編. 1993. 『広島県移住史 通史編』. 広島県.
二野瓶徳夫 1981『明治漁業開拓史』. 平凡社.
農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課 2015『2013年漁業センサ第4巻海面漁業に関する統計(漁業地区編) 第3分冊 中国・四国』. 農林水産省大臣官房統計部.
農商務省編 1894『水産事項特別調査 下巻』. 農商務省.
羽原又吉 1957『日本近代漁業経済史 下巻』. 岩波書店.
朴慶植 1973『日本帝国主義の朝鮮支配』. 青木書店.
原田 環・藤井賢二 2015「朝鮮の水産業開発に関する文献リスト」. 『第3期島根県竹島問題研究会最終報告書』. 第3期島根県竹島問題研究会.
朝鮮鰯油肥製造業水産組合連合会編 1940『朝鮮の鰯』. 朝鮮鰯油肥製造業水産組合連合会.
朝鮮総督府編 1939『朝鮮水産統計(昭和十二年)』. 朝鮮総督府.
徳島県漁業史編さん協議会編 1996『徳島県漁業史』. 徳島県漁業史編さん協議会.
徳島県水産課編 1974『徳島の水産』. 徳島県水産課.
三村 稔編 1950『坂町郷土誌』. 坂町役場.
吉田敬市 1954『朝鮮水産開発史』. 朝水會.
(韓国語文献)
김수희 2005「어업근거지 구축계획과 일본인집단이민」. 『한일관계사연구』, 22:123-155.
김수희 2010『근대 일본어민의 한국진출과 어업경영』. 경인문화사.
김수희 2015『근대의 멸치, 제국의 멸치: 멸치를 통해 본 조선의 어업 문화와 어장 약탈사』. 아카넷.

(徳島県立博物館, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2019年5月24日受付, 2019年10月7日審査終了)

Status and Development of Japanese Fisheries Management During Korea's Colonization Period : A Focus on the Fishermen of Kan-onji-City Ibuki-jima, Kagawa Prefecture, and Saka-chō Yokohama, Hiroshima Prefecture

ISOMOTO Hironori

Japanese fishermen from the coast of the Seto Inland Sea and northern Kyūshū migrated to the Korean peninsula coast to engage in fishing. This aspect was called “fishing in the Korean Sea” or “fishing in the Korea Strait” by the then Japanese fishermen. The migration of Japanese fishermen resulted in frequent exchanges between the Japanese and Korean fishermen, the mutual transfer of fishery techniques, and cultural transmission due to the status of fisheries management during the colonization period; however, these aspects were never examined thoroughly.

In this study, examples based on the empirical research are presented, and a comparative study is performed with respect to fishery and Japanese fishermen's migration to Korea from two areas, i.e., Kan-onji-City Ibuki-jima, Kagawa Prefecture, and Saka-chō Yokohama, Hiroshima Prefecture. Consequently, the four following conclusions are deduced.

First, It is possible to classify Ibuki-jima, Which is an advanced model, and Saka-chō Yokohama, which is a continuous model, according to the indicators, the movement of fishing tackle and fishing methods, and the movement of the base after fishing in and migrating to Korea. Second, in Korea, even during the colonization period, although Japanese fishermen were far from their motherland, fisheries management was conducted on the basis of mutual assistance between those belonging to the same regions and sharing blood relations. Third, in addition to fisheries managers such as the heads of fishing groups and related industry managers who migrated and settled in Korea, several Japanese seasonal workers also migrated and worked in fisheries and marine product processing units in Korea. At the same time, Korean people were provided short-term employment in each season in the regions of the fishery bases. Fourth, although people experienced unhappiness during Korea's colonization period, cultural and technical transfers and transmissions prevailed due to the frequent contact between Japan and Korea, which has mutually evolved until today.

Key words: fishing and migration, Ibuki-jima, Saka, fisheries management, Korea's colonization period